

# アスベスト含有調査 に対する補助制度について



大規模民間建築物の吹付けアスベスト等の飛散防止対策を推進するため、民間建築物の所有者の方などに対してアスベスト含有調査に要する費用の一部を補助します。

この制度をご利用される場合は、必ず事前相談が必要です。詳しくは、下記建築指導課までご相談をお願いします。

## 対象となる建築物

昭和31年1月1日から平成18年8月31日までに建築基準法の規定による確認済証の交付を受けて着工された吹付けアスベスト等が施工されたおそれのある民間建築物で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 延べ面積が1,000㎡以上のもの
- (2) 延べ面積が300㎡以上1,000㎡未満のもののうち、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの

- ・建築基準法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途 (例：集会場等)
- ・ホテル及び旅館
- ・建築基準法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途 (例：飲食店、物品販売店等)

## 対象とならない建築物

1. 1,000㎡未満の一般住宅
2. これまでにこの補助金又は神奈川県が実施する建築物石綿含有建材調査者の派遣事業を受けた民間建築物

## 補助額

1か所あたりの上限額

15万円

1棟あたりの上限額

25万円

## 対象者

建築物の所有者（区分所有者が複数いる場合は、その管理組合）

- ・建物所有者が複数いる場合は、全員の同意が必要です。
- ・市税の滞納がない方に限ります。

## 調査者

建築物石綿含有建材調査者等<sup>\*</sup>が調査を行う必要があります。

※ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定第2条第2項又は第3項に規定する者

茅ヶ崎市役所 都市部

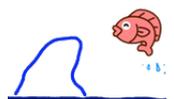
建築指導課 建築安全担当

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 (本庁舎3階)

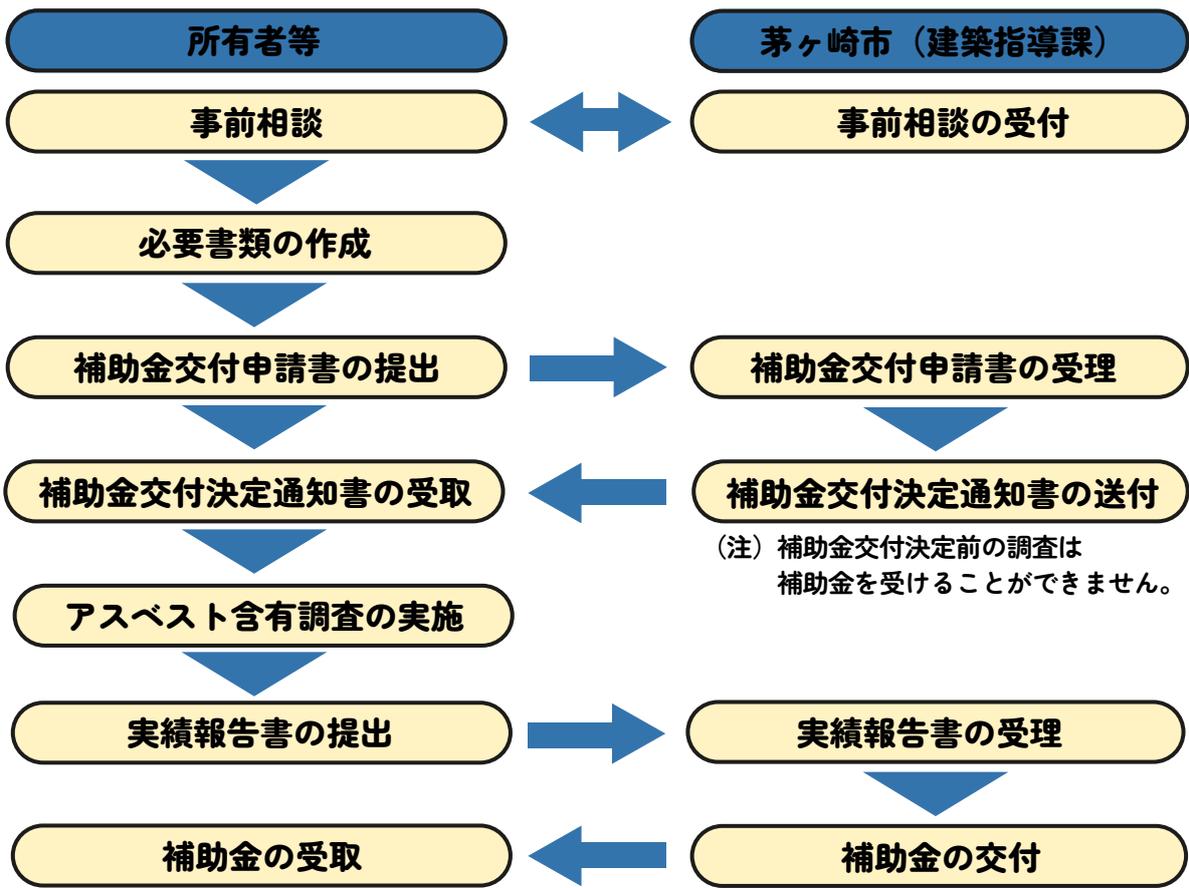
まずはお気軽にお問い合わせください！

☎ 0467-81-7185

【受付時間】 9:00～17:00 (月～金)



# 申請から補助金交付までの流れ



## 申請に必要な添付書類

- 補助金交付申請書
- 個人情報調査同意書
- 市税の納税証明書又は非課税証明書 (☆)
- 案内図・配置図・各階平面図
- 吹付アスベストが施工されているおそれのある範囲を明示した書類
- 外観及び吹付アスベスト等の施工されているおそれのある部分を確認できる写真
- 登記事項証明書 (☆)
- 確認済証の写し又は工事着手した日を確認することができる書類
- 所有者が複数の場合、全ての者から同意を得たことを証する書類
- 区分所有者が複数の場合、以下の書類
  - 管理組合の規約
  - 調査を行うことに係る決議書の写し
  - 管理組合が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- 調査費用の見積書又はその写し
- 調査を行う者が建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類
- その他

個人情報調査同意書の提出がある場合は (☆) の書類は省略可能です。

## 事前相談

補助制度を利用する場合は、必ず事前相談書を作成し、図面や写真等の書類をご用意いただき、事前相談をお願いします。